

## 坂出市児童・生徒就学援助費支給要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条および第40条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費（以下「就学援助費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(受給資格)

**第2条** 就学援助費を受けることができる者は、坂出市に住所を有し、市内および市外の小学校、中学校（以下「小中学校」という。）に在学する児童・生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に該当する者（以下「要保護者」という。）
- (2) その他前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた者（以下「準要保護者」という。）

2 前項第2号に規定する準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 就学援助費の支給を受けようとする年度または前年度において次に掲げるいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税減免
  - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条および第90条に基づく国民年金の掛金の減免
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
  - カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - キ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第17条の規定に基づき、日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申込みをしている者
  - ク P T A会費、学級費等の学校納付金の減免を受けている者等で生活状態が悪いと認められる者
- (2) 前号以外の者で、この者の属する世帯の前年所得額が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等に基づいて算定した年額の1.3倍未満のもの
- (3) その他市長が特に援助を必要であると認めるもの

(申請)

**第3条** 就学援助費を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助費受給申請書（別記様式）に必要な事項を記入のうえ、当該児童・生徒の在学する学校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

2 校長は、申請書に就学援助を必要と認める意見書を添えて、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（認定）

**第4条** 市長は、前条の申請があったときは、これを審査のうえ、支給認定の可否を決定し、その結果を校長を経由して保護者に通知する。

2 市長は、前項の認定を行うにあたり、民生委員および校長の意見を求めることができる。

3 市長は、第1項の認定を行うにあたり、必要に応じ申請者、民生委員または校長から関係書類の提出を求め、調査することができる。

4 市長は、第1項の認定を行うにあたり、申請者世帯の収入、家族等について調査する必要があるときは、申請者の承認を得て公簿を閲覧する等によりこれを行うものとする。

5 認定期間は、次の各号のいずれかに該当したときに終了する。

（1）当該年度が終了したとき。

（2）第2条に規定する受給資格を有しなくなったとき。

（3）就学援助が不要であると市長が認めたとき。

（援助費の種類等）

**第5条** 就学援助費は、児童・生徒の就学に際して保護者が負担すべき次に掲げる費用の範囲内において行うものとする。

（1）学用品・通学用品購入費

（2）新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

（3）校外活動参加費（宿泊を伴うもの、伴わないもの）

（4）修学旅行費

（5）学校給食費

2 就学援助費の支給額は、別表に定めるとおりとする。ただし、年度途中で認定を受けた者または認定期間の終了した者に対する学用品・通学用品購入費については、支給額を12で除した金額（ただし、10円未満切捨てとする。）に認定月数を乗じて得た金額とする。

3 第1項第2号に規定する費用については、4月が認定月となった新入学の児童生徒の保護者に支給する。

4 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者に対する就学援助費は、第1項第4号に規定する費用に限るものとする。

(年度途中の支給時期)

**第6条** 市長は、第4条第1項の規定に係る者の認定をしたときは、要保護者については生活保護を開始した日から、準要保護者については申請があった日の翌月の1日から（小中学校第1学年で4月1日から4月30日までに申請のあったときは4月1日から）、要保護者から準要保護者に変更したときは、生活保護廃止の日から支給するものとする。ただし、前条第1項第4号に規定する修学旅行費については、申請があった日から支給するものとする。

(支給の方法)

**第7条** 市長は、就学援助費を保護者の金融機関口座へ振り込むことにより支給する。

2 市長は、保護者が就学援助費を他の使途に使用していると認めるときは、前項の支給方法を保護者の同意を得て、市長が適当と認める方法に変更することができる。

(保護者の責務)

**第8条** 保護者は、就学援助費を児童生徒の就学に必要な費用に充てなければならない。

2 保護者は、就学援助費申請書の記載内容に変更があった場合は、すみやかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第9条** 市長は、保護者が世帯の経済状況の好転等により認定基準を満たさなくなったとき、または虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(援助費の返還)

**第10条** 市長は、保護者が虚偽その他不正な申請をしたと認めるときは、既に支給した就学援助費の全額または一部を返還させるものとする。

(施行の細目)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**付 則**（平成19年4月1日要綱）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則**（平成20年4月1日要綱）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成22年 2 月 1 日要綱第68号）

この要綱は、平成22年 2 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 4 月 1 日要綱第31号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 4 月 1 日要綱第35号）

（施行期日）

1 この要綱中第 1 条の規定は平成26年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定の施行前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

費目	支給金額	支給対象者
学用品・通学用品購入費	文部科学省の通知に基づく額	準要保護者
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費		
学校給食費	実費	
校外活動参加費（宿泊を伴わないもの）	交通費および見学料（文部科学省の通知に基づく額を限度とする。）	
校外活動参加費（宿泊を伴うもの）	実費	要保護者および準要保護者
修学旅行費		

1 坂出市立小中学校以外の小中学校に在学する児童・生徒の保護者に対する学校給食費の支給額は、坂出市立小中学校の額を限度とする。

2 坂出市立小中学校以外の小中学校に在学する児童・生徒の保護者に対する校外活動参加費（宿泊を伴うもの）の支給額は、学校行事として実施する校外活動に必要な交通費および見学料とし、文部科学省の通知に基づく額を限度とする。

3 坂出市立小中学校以外の小中学校に在学する児童・生徒の保護者に対する修学旅行費の支給額は、文部科学省の通知に基づく額を限度とする。

別記様式（第 3 条関係）